

## サービス利用規約

本規約は、お客様に本サービス（第2条にて定義）をご利用いただくにあたり、キリンホールディングス株式会社(以下「キリン」といいます)、株式会社 Pharmarket(以下「Pharmarket」といいます) とお客様の間で適用するものです。本サービスのお申込み・ご利用に際しては、本規約の全文をお読みください。お客様により本サービスのお申込みがなされた場合には、その時点で本規約に同意いただいたものとみなします。

### 第1章 総則

#### 第1条（目的）

本規約は、キリン、Pharmarket 及びお客様の間において、本規約に記載する条件に従い、本サービスをキリンがお客様に提供し、当該提供された本サービスに基づき、Pharmarket とお客様間において薬局間譲渡としての医薬品の譲渡を相互に行うことをその目的とします。

#### 第2条（定義）

本規約における用語は以下のとおり定義されるものとします。

- (1) 「本サービス」とは、本規約に基づきキリンが提供する、調剤薬局向け AI 置き薬サービス（サービス名称：premedi）をいい、本サービスの仕様及びサービスの具体的内容は別途キリンがお客様に通知するものとします。
- (2) 「本システム」とは、本サービスの利用のためにキリンが用意しお客様が利用するコンピュータプログラム（インターネット上で利用するサービス、パッケージ商品として提供されるもの及びダウンロード形式にて提供されるもの並びに第三者により提供されるサービスや手続を含み、以下「プログラム」といいます）及びプログラムの利用に関わるマニュアル等の関連資料の全てをいいます。
- (3) 「お客様」とは、本規約に同意した者でありかつ本サービスを利用する目的でキリン所定の登録手続を完了した者をいいます。なお、本規約の条項のうち、本サービスの利用の制限（禁止行為を含みます）に関する条項においては、本 ID を使用するお客様の役員及び従業員等の関係者（退職者も含みます）は、「お客様」に含まれるものとします。
- (4) 「顧客情報」とは、本サービスの利用に関してお客様がキリン又は Pharmarket に対して提供する、商号又は名称、氏名、住所、電話番号等、お客様を識別又は特定できる情報をいいます。
- (5) 「本ライセンス」とは、本規約で許諾された範囲内で本システムを利用して本サービスを利用することができる権利をいいます。
- (6) 「契約者設備」とは、本サービスの提供を受けるためにお客様が設置するコンピュータ、モデム、電気通信設備その他の機器（これらの機器に搭載されるコンピュータプログラムを含む）をいいます。
- (7) 「契約者接続サービス」とは、お客様が本サービスを利用するにあたり、電気通信事業法所定の登録を受け又は届出をした電気通信事業者から提供を受けるインターネットプロトコルによる電気通信サービスその他の接続手段をいいます。
- (8) 「本 ID」とは、キリンから提供される本サービスを利用する際に必要となるログイン

ン ID 及びパスワードその他本サービスの利用につき正規に許諾を受けた者であることを識別する全ての情報をいいます。

(9) 「本医薬品」とは、本システムを使用して売買の受発注がなされるお客様及び Pharmarket 間の個別契約（第 16 条で定義される）の対象となる医薬品をいいます。

### 第 3 条（契約期間）

本規約は、キリンが次条第 3 項に基づき本ライセンスをお客様に付与した日に発効するものとします。

## 第 2 章 キリン及びお客様間の契約条項

### 第 4 条（本サービスの提供及び本システムの利用許諾）

- 1 キリンは、本規約記載の条件に従って、お客様に対して、本サービスを提供し、かつそのために本システムを日本国内で非独占的に利用する権利を許諾します。
- 2 お客様は、お客様自身のためにのみ本サービスを受けるものとし、かつ本システムを利用できるものとします。
- 3 お客様は、本サービスの申し込み後、本システムの利用開始前に、本システム上にて、キリン所定の登録手続を行うものとします。キリンは、お客様による当該登録手続により入力された情報、次項に基づきお客様より提供される情報及びその他の情報に基づき、自己の裁量により、当該お申し込みを承諾するか否かの審査を行います。本ライセンスは、キリンによる当該審査に合格したときに、お客様に対してキリンから付与され、お客様は、本ライセンスの付与以降、本システム及び本サービスを利用することができるものとします。お客様は、本規約の成立後にお客様がキリンに届け出た登録手続上の情報を変更する場合、キリンが別途指定する手続に従うものとします。
- 4 お客様は、前項のほかに、薬局開設許可証に関する情報その他キリンが指定する情報を提供し、キリンはこれらの情報を Pharmarket に提供します。お客様は、キリンが受領した当該情報を、Pharmarket に提供することに同意します。お客様は、第 3 項記載の登録手続における入力情報及び本項記載の情報が真実であり、虚偽が含まれないものであることを保証するものとします。
- 5 お客様は、本規約で定められたお客様の義務をその役員及び従業員（退職者を含みます。）に遵守させるものとし、当該役員又は従業員による当該義務の違反に関し、キリンに対してすべての責任を負うものとします。万一、お客様の役員又は従業員が当該義務に違反した場合、お客様は、自己の費用と責任において、キリンの指示に従い、本システムの利用を中止し、かつ、再発防止に必要な措置をとるものとします。
- 6 お客様は、本規約において別途明示的に異なる定めがある場合を除き、本システムを通じて発信又は設定する情報、及びお客様に付与された本 ID に基づく本システムの利用につき一切の責任を負うものとし、キリン、Pharmarket 及び本システムを利用する他の第三者に何らの迷惑をかけず、また損害を与えないものとします。
- 7 本システムの利用に関連して、お客様が第三者との間で紛争が生じた場合、お客様は、お客様自身の責任及び負担によりかかる紛争を解決するものとし、キリン及び Pharmarket に何らの迷惑をかけず、また損害を与えないものとします。なお、かかる紛争がキリンの故意又は重過失に基づく場合は、その対応についてお客様はキリンに協議を求めることができるものとします。

## 第5条（利用料金等）

- 1 お客様は麒麟に対して、本サービス及び本システムの利用の対価として、麒麟が別途お客様に通知する月額利用料金を、麒麟が別途お客様に通知する時期及び方法により支払うものとします。なお、本項記載の対価に係わる消費税、地方消費税及びその他法令に基づき課される租税公課は、お客様にご負担いただきます。
- 2 本サービスを利用するために必要な契約者設備及び契約者接続サービスに関する費用は、お客様のご負担とします。
- 3 利用料金は、書面による別段の合意がなされた場合を除き、減額又は返金がなされないものとします。

## 第6条（登録情報の変更）

お客様は、商号、住所、電子メールアドレス、電話番号その他本システムに登録した情報に変更があった場合、速やかに麒麟に対し麒麟所定の方法で当該変更の届出をするものとします。なお、速やかに当該届出がなされなかったことで、麒麟からお客様への通知の遅延・不達等が生じ、これによりお客様が損害を被ったとしても、麒麟はお客様に対して一切の責任を負わないものとします。

## 第7条（サービスの中断）

- 1 麒麟は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本システムの提供の全部又は一部を中断することができるものとします。
  - (1)本システムを提供するための設備の保守、点検、整備、改良又は拡張等を実施する場合
  - (2)天災、停電、戦争等の不可抗力により本システムの提供ができなくなった場合
  - (3)その他麒麟が本システムの運営上一時的な中断が必要と判断した場合
- 2 麒麟は、前項の規定により本システムの提供の全部又は一部を中断するときは、本システム又はメールにて事前にお客様に通知するものとします。但し、緊急やむを得ないと麒麟が判断した場合には、事前の通知を行わずに本システムの提供の全部又は一部を中断することができるものとします。
- 3 麒麟は、前各項の規定に基づく中断をしたことによりお客様が損害を被った場合であっても、当該損害につき一切の責任を負わないものとします。

## 第8条（利用期間等）

本規約第4条第1項に定める利用許諾は、本規約が有効期間満了、解約、解除その他の事由により終了するまで効力を有するものとします。また事由の如何を問わず、当該利用許諾の効力が喪失した場合には、麒麟は自己の裁量において本IDを無効にすることができ、本システムの提供その他お客様に提供されるすべてのサービスと許諾を停止するとともに、お客様が本システムに登録したあらゆるデータをその裁量により削除できるものとします。

## 第9条（利用の制限）

- 1 お客様による本システムの利用により、本システムの提供に用いられる設備に過度の負荷が与えられている場合又はそのおそれのある場合、麒麟は、本システムを利用する他

の第三者に対しても安定した本システムの提供を確保するために、お客様による本システムの利用の制限その他適当な措置を講ずることができるものとします。この場合、麒麟はお客様に対して本システム又はメールにより事前に通知します。但し、緊急やむを得ないと麒麟が判断した場合には、事後すみやかに通知すれば足りるものとします。

- 2 麒麟は、前項の規定に基づく措置を講じたことによりお客様が損害を被った場合であっても、当該損害につき一切の責任を負わないものとします。

#### 第10条（本システムで利用するプログラム）

- 1 本システムを通じて麒麟からお客様に提供されるプログラムを含む一切の物品・ソフトウェアの著作権（著作権法27条及び28条の権利を含む）、著作者人格権、特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的財産権はすべて麒麟に単独に帰属します。
- 2 麒麟は、本システムにかかるプログラムに欠陥（バグを含む）がないこと、停止しないこと、プログラムのマニュアルや利用ガイドに誤りがないこと、お客様の特定の利用目的に合致していること、及び特定の利用環境で動作することを含め、その品質・機能について何らの保証をしません。
- 3 お客様は、麒麟の事前の書面による同意を得ることなく、本システムにおけるプログラムについて、以下の各行為をしてはならないものとします。
  - (1) プログラムの全部又は一部を変更、切除、改変その他ソフトウェアの内容の同一性を失わせる行為
  - (2) プログラムを複製、譲渡、貸与、頒布、展示又は公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む）する行為
  - (3) プログラムを翻訳、変形、その他翻案をする行為
  - (4) 逆コンパイル、逆アセンブリ、リバースエンジニアリングその他の方法によりプログラムのソースコード又はオブジェクトコードを探索する行為
  - (5) プログラムを他のソフトウェアプログラムの製作、開発又はその派生的作業のために使用する行為
  - (6) プログラムのモニタ画面表示等を本規約以外の他の目的で使用する行為

#### 第11条（本IDの管理等）

- 1 本IDは、お客様の役員又は従業員のみが使用することができるものとします。
- 2 お客様は、本IDを第三者（お客様と資本関係がある場合も含み、以下同様とする）に開示、貸与、漏洩又は譲渡しないよう厳重に管理するものとし、本IDの使用について一切の責任を負うものとします。
- 3 本IDの使用上の過誤、管理不十分又は第三者による不正使用等に起因してお客様が損害を被った場合でも、麒麟は当該損害につき一切の責任を負わないものとします。また、お客様以外の第三者により本IDが用いられて本システムが利用された場合、麒麟は、お客様により本システムが利用されたものとみなすことができるものとします。
- 4 以下の各号に該当する場合又は該当するおそれがあると麒麟が判断した場合、お客様は直ちに麒麟に本IDの管理状況について報告の上、麒麟の指示に従った措置を講ずるものとします（但し、麒麟がこれらを独自に調査する義務を負うものではありません。）。
  - (1) お客様が本IDを紛失し、第三者に開示、貸与、漏洩又は譲渡し、若しくは複数人で共有して使用した場合
  - (2) 本IDが第三者によって不正利用等された場合

## 第12条（禁止事項）

お客様は、以下の行為を行わず、また、その役員若しくは従業員又はお客様の管理下にある第三者をして行わせないものとします。

- (1) 本 ID を、登録されたお客様、役員及び従業員以外の者に使用させて本サービスを利用する行為その他キリン及び Pharmarket の他のお客様又はお客様の本 ID を不正に使用する行為
- (2) お客様以外の第三者のために本システムを利用し、又は第三者をして本システムを利用させる行為
- (3) キリン、Pharmaeket、キリン若しくは Pharmarket の他の顧客若しくは第三者又は本システムに損害を与える行為
- (4) キリン、Pharmarket、キリン若しくは Pharmarket の他の顧客又は第三者の財産権、著作権、特許権その他の知的財産権及びその他法律上保護された利益を侵害する行為
- (5) キリン、Pharmarket、キリン若しくは Pharmarket の他の顧客又は第三者を誹謗又は中傷する行為
- (6) キリン及び Pharmarket の事前の書面による承諾なく、本規約上の地位を第三者に承継（会社分割等による包括承継を含む）させ、又は本規約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ若しくは担保に供すること
- (7) 本システムの運営を妨げるような行為
- (8) 法令に違反する行為
- (9) 前各号に定める行為を助長する行為
- (10) その他、キリン又は Pharmarket が不相当と判断する行為

## 第13条（設備等）

- 1 お客様は、自己の責任と負担において本サービスを利用するために必要な契約者設備及び、通信回線を保持しかつ管理するものとし、キリンは、お客様が本サービスを利用するために必要な契約者設備及び通信回線を保持しかつ管理していることを前提にして本サービスを提供します。
- 2 お客様は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、契約者接続サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続します。
- 3 契約者設備、契約者接続サービス、又は本サービス利用のためのその他の環境に不具合があることに起因してお客様が本サービスを利用できなかった場合、キリンはお客様に対して何らの責任を負わないものとします。

## 第14条（再委託）

キリンは、本サービスの提供に際して必要となる業務の全部又は一部をキリンの判断にて第三者に再委託することができるものとします。

## 第3章 お客様と Pharmarket 間の契約条項

### 第15条（取引基本契約条項）

- 1 本システムを利用した Pharmarket からお客様への本医薬品の売渡し及び Pharmarket のお客様からの本医薬品の買取りに関しては、本章で定めるところに従って、それぞれこれ

を売渡し又は買受けるものとし、なお、本システムを利用した Pharmarket のお客様からの本医薬品の買取りに関しては、本規約の発効日にかかわらず、別途キリン及び Pharmarket がお客様に通知した日以降に開始するものとし、

- 2 本章で定める事項は、第 16 条に基づいて Pharmarket とお客様間に締結される薬局間譲渡としての売買契約（以下「個別契約」という。）につき、その内容として共通に適用されるものとし、
- 3 個別契約の内容が本章の条項と明示的に異なる場合、本章の定めが優先されるものとし、本システムを管理するキリンを含む全当事者の別段の書面による合意がある場合には、当該個別契約の定めが優先するものとし、

## 第 16 条（個別契約の成立）

- 1 Pharmarket からお客様への本医薬品の売渡しに関する個別契約の締結は、以下（1）に記載の手続により行われ、（2）に記載される時点で成立するものとし、

### （1）個別契約プロセス

- ①お客様は、本システム上にて、本医薬品の購入のための発注入力を行い、本システム上で「受付中」ステータスが表示されたことを確認します。
- ②Pharmarket は、売渡しが可能と Pharmarket が合理的な裁量により判断した場合は、自ら又はキリンをして、「受付中」の表示を「準備中」の表示に変更します。なお、お客様は、自らの責任において本システムの表示を確認するものとし、

### （2）個別契約の成立時点

Pharmarket から顧客への販売における個別契約は、お客様の本システムの表示の確認の有無にかかわらず、上記②の準備中の表示がなされた時点で成立するものとし、

- 2 Pharmarket によるお客様からの本医薬品の買取りに関する個別契約の締結は、以下（1）の手続により行われ、（2）に記載される時点で成立するものとし、

### （1）個別契約プロセス

- ①お客様は、本システム上で、本医薬品の売却のための入力を行い、本システム上で「申請中」ステータスが表示されたことを確認します。
- ②Pharmarket は、買取りが可能と Pharmarket が合理的な裁量により判断した場合は、自ら又はキリンをして、「申請中」の表示を「受付済」の表示に変更します。お客様は、当該「受付済」の表示を確認した後すみやかに、売却を希望する本医薬品を Pharmarket 宛てに Pharmarket が別途指定する方法にて送付するものとし、
- ③Pharmarket は、①にて送付を受けた本医薬品が第 17 条の売買条件に合致しているかを含めて、お客様が入力した内容と合致しているかを確認します。検査合格の場合、「受付済」の表示を「完了」の表示に変更します。なお、お客様は、自らの責任において本システムの表示を確認するものとし、
- ④万が一、お客様が事前に入力した内容と、送付された本医薬品との間に相違がある場合又は送付された本医薬品が第 17 条に定める売買条件に合致しない場合には、Pharmarket はその旨をお客様に連絡してその対応を協議するものとし、なお、Pharmarket が買取りに合意しない場合には、当該本医薬品の取扱いについて別途合意がない限り、当該本医薬品を、お客様の費用負担にてお客様に返送します。

### （2）個別契約の成立時点

Pharmarket によるお客様からの本医薬品に関する個別契約は、上記③の「完了」の

表示がなされた時点で成立するものとし、④の場合には、協議の結果、Pharmarket が買取りに合意した時点で成立するものとします。

## 第 17 条（個別契約における売買条件）

1 Pharmarket とお客様間での本システムを利用した個別契約における売買条件は、第 2 項に記載される共通の条件が適用されるほか、本医薬品の内容、品名、数量、引渡条件、引渡場所、代金、支払期限、同支払方法、その他売買に必要なとされる条件は、個別契約上で定めるところにより定められるものとします。

2 Pharmarket とお客様間での、本システムを利用した個別契約において共通に適用される売買条件は、以下記載のとおりとします。

### (1) 対象となる本医薬品の範囲及び条件

#### ① Pharmarket からお客様への販売における本医薬品の範囲及び条件

本サービスにおいて提供される最新の医薬品リストに記載されている医薬品のみとし、かつその中からお客様が選定した医薬品で Pharmarket が譲渡可能とその合理的な裁量により判断した医薬品（以下これらの医薬品を総称して「選定医薬品」という）とします。選定医薬品は、100 種類程度又は総額 30 万円以下を目安とし、また、原則としてお客様向けに送付する時点で使用期限が 10 ヶ月以上残っている医薬品に限られるものとします。

#### ② Pharmarket によるお客様からの買取りの本医薬品の範囲及び条件

上記①により本医薬品として Pharmarket からお客様に販売された選定医薬品のうち、お客様への当初販売時に施された包装が未開封であるものに限られ、かつ、お客様からの売却のための入力時点で使用期限が 7 ヶ月以上残存しているものとします。お客様は、当該本医薬品について、前記入力から 2 週間以内に発送するものとします。

### (2) 販売価格と買取り価格

① Pharmarket 及びお客様間の個別契約における売買価格は、いずれも本医薬品の公定価格たる薬価の 1.1 倍の価格（税込）とします。薬価の基準時は、お客様による発注又は売却のための入力時点の薬価とします。

② 各個別契約において、価格自体に端数が生じた場合、Pharmarket からお客様への販売については本医薬品発送手続の完了時点を基準として、Pharmarket によるお客様からの本医薬品の買取りについては当該買取りに関する個別契約の成立時点を基準として、端数を含めた金額にて 1 発送毎に集計したうえで、合計額を一度切り捨て、これに消費税及び地方消費税（法令により変更された場合には当該変更後の消費税率とする）を乗じて、その消費税及び地方消費税の端数を再度切り捨てるものとします。

### (3) 選定医薬品の追加又は変更

お客様は、当初に選定した選定医薬品からその一部を他の種類の医薬品に変更又は追加することができます。

### (4) 補充発注

お客様は、購入した本医薬品が不足した場合、同種の本医薬品の補充発注をすることができます。

### (5) 本医薬品の送付費用

個別契約に基づく本医薬品のお客様への送付に関する費用はいずれも Pharmarket

がこれを負担します。

#### 第 18 条 (引渡し)

Pharmarket 及びお客様は、それぞれ相手方より別途通知された場所に本医薬品を送付して引き渡すものとします。

#### 第 19 条 (検査)

- 1 Pharmarket 及びお客様は、本医薬品の引渡しを受けた時点で直ちに本医薬品の品目、種類、数量、外観及び売買条件への不適合（以下「契約不適合」といいます）の有無等を検査し、検査結果を相手方に通知するものとします。なお、Pharmarket からお客様に販売された本医薬品については、その引渡しから 7 日以内にお客様が Pharmarket に対し何らの通知も行わない場合又は当該期間中にお客様が当該本医薬品を開封した場合には、当該本医薬品は検査に合格したものとみなします。
- 2 本医薬品の品違い、品質不良、数量不足その他契約不適合により前項記載の検査に不合格となった本商品についての責任及び対応については、民法その他適用ある法令・ガイドライン等に従って、当該本医薬品を売り渡した当事者がこれを負うものとします。

#### 第 20 条 (所有権の移転及び危険負担)

- 1 個別契約における本医薬品の所有権は、本規約に基づき検査に合格したときに相手方に移転するものとします。
- 2 本医薬品の検査合格前に生じた本医薬品の滅失、破損その他一切の損害は、買主である当事者の責に帰すべきものを除き売主当事者の負担とする。但し、引渡しを受けた当事者は、検査の間、本医薬品を、善管注意義務をもって保管するものとします。

#### 第 21 条 (代金支払等)

- 1 本医薬品の売買代金は、Pharmarket が別途定める支払期日までに、相手方当事者が別途指定する金融機関口座への振り込みの方法により支払うものとし、振込手数料は支払当事者の負担とします。
- 2 本医薬品の売買代金の返金を行う場合、Pharmarket が別途指定する方法によりこれを行うものとし、振込手数料は Pharmarket の負担とします。
- 3 万が一、お客様が Pharmarket に対する個別契約に基づく債務を履行しなかった場合、キリンは、その裁量により、Pharmarket に対して、当該未払債務を（遅延損害金がある場合には当該遅延損害金とともに）第三者による弁済としてお客様のために支払うことができ、お客様及び Pharmarket は、かかるキリンの弁済に異議を述べないものとします。この場合、お客様は、キリンによる当該弁済後ただちに、キリンに対して、当該弁済金額全額を償還し支払うものとする。

### 第 4 章 キリン・Pharmarket 及びお客様間の一般条項

#### 第 22 条 (信用維持)

キリン、Pharmarket 及びお客様は、それぞれ他の当事者の社会的信用、イメージ等を損なってはならず、また、他の当事者を代理していかなる行為も行うことはできないものとします。



### 第 23 条 (秘密保持)

- 1 キリン、Pharmarket 及びお客様は、本規約内容、顧客情報及び他の当事者から開示された又は取得した技術上、経営上その他の一切の情報（以下あわせて「秘密情報」という）を、秘密に保持し、第三者に開示してはならないものとします。但し、次各号のいずれかに該当するものについては、秘密情報とはみなされないものとします。
  - ①他の当事者から開示された又は取得した時点で既に公知となっていたもの
  - ②他の当事者から開示された又は取得した後自らの責によらず公知となったもの
  - ③他の当事者から開示された又は取得した時点で既に自ら保有していたもの
  - ④正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示されたもの
- 2 お客様は、秘密情報を本規約の履行以外の目的のために使用してはならないものとします。
- 3 キリン、Pharmarket 及びお客様は、秘密情報について、法令等により、行政機関、裁判所又は金融商品取引所その他の公的機関から開示の要請・命令を受けた場合は、事前に（やむを得ない事由により事前の通知をすることができないときは、開示後速やかに）他の当事者にその旨を通知したうえで、これを開示することができるものとします。但し、この場合においても、開示する秘密情報を可能な限り限定したうえで、必要最小限の範囲での開示に留めなければならないものとします。
- 4 第 1 項にかかわらず、キリンは、自己の子会社及び関連会社に対して、Pharmarket は、自己の親会社に対して、グループ経営を推進するために必要な範囲で秘密情報を開示することができるものとします。この場合、キリン及び Pharmarket は本規約で自らが負うのと同等の秘密情報に関する義務をこれらの会社に課すものとし、又、これらの会社による当該義務違反について責任を負うものとします。

### 第 24 条 (譲渡等の禁止)

キリン、お客様及び Pharmarket は、他の当事者の書面による事前の承諾なしに、第三者に対し、本規約上の地位及び本規約に基づく権利又は義務の全部又は一部を、譲渡し、若しくは引き受けさせ、又は担保に供してはならないものとします。但し、会社法上の手続による組織再編の場合には、この限りではありません。

### 第 25 条 (本規約終了後の効力)

- 1 本規約が、期間満了、解約その他理由の如何を問わず終了した後においても、第 23 条（秘密保持）の規定はさらに 3 年間、第 10 条（本システムで利用するプログラム）第 1 項、第 24 条（譲渡等の禁止）、本条、第 26 条（損害賠償）、第 30 条（資料等の返却）及び第 32 条（裁判管轄）の規定は期間の定めなく、有効に存続するものとします。
- 2 本規約が終了した時点で有効に存続している個別契約がある場合には、当該個別契約の履行等において必要な範囲に限り、本規約の条項が適用されるものとします。

### 第 26 条 (損害賠償)

- 1 キリン、Pharmarket 及びお客様は、他の当事者が本規約に違反した場合、自らが被った損害（合理的な弁護士費用その他一切の費用を含む）の賠償を求めることができるものとします。なお、本規約に基づきキリン及び Pharmarket が負担する損害賠償は、本サービスに基づきお客様がキリン及び Pharmarket にそれぞれ支払った代金の合計額（但し、

Pharmarket がお客様より買取った本医薬品の代金は控除されるものとします)を上限とします。

- 2 第3章記載の Pharmarket・お客様間の個別契約について、売買の意思表示、本医薬品の送付と引渡し及び代金支払等は、Pharmarket とお客様間で直接行われるものであり、Pharmarket 及びお客様は、個別契約に関する記載、確認、記録、管理、資料提示、その他の法令及びガイドライン上遵守すべき事項を自己の責任で適切に行うものとします。また、万一個別契約又は本医薬品の取扱い等に関連して紛争又は問題が生じたときは、当該紛争又は問題の原因がキリンの責に帰すべき事由に存する場合を除き、Pharmarket 及びお客様がそれぞれ自らの責任と負担において解決するものとし、キリンはそれらに関して責任を負わないものとします。

## 第27条(解約)

- 1 お客様は、1 ヶ月前までにキリンが別途定める方法にてキリンに通知することにより、いつでも本規約(Pharmarket 及びお客様間においては本規約又は個別契約とし、以下本条において同じとします)を解除することができます。なお、当該解除後は、本サービスを一切ご利用いただくことが出来ず、Pharmarket によるお客様からの本医薬品の買取りについても一切お受付することができません。また、当該解除月における本サービス及び本システムの月額利用料金は、日割り計算等されずに全額をお支払いいただくものとします。
- 2 キリンは、3 か月前までに、本システム上への掲載その他の方法によりお客様へ通知することにより、本サービスを終了し、本規約を解除することができるものとします。お客様は、本サービスの終了までに Pharmarket による本医薬品の買取りを希望する場合には、本サービス終了月の1 ヶ月前までに本規約に従い Pharmarket との間で個別契約を締結するものとし、当該期間経過後は、当該買取りについては一切お受付することができないことに合意します。
- 3 キリン、Pharmarket 及びお客様は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告もなく、直ちに本規約の全部又は一部を解約することができるものとします。お客様は、本規約の解約後、Pharmarket に対し本医薬品の買取を求めることができないことに合意します。
  - ①義務履行を行うべき当事者が本規約に違反し、相当の期間を定めた書面による催告があったにもかかわらず、当該期間内に当該契約違反が是正されない場合(但し、履行不能等、法令により催告を経ない解除が認められる場合は、本号の催告及び相当の期間の経過を要さない)
  - ②他の当事者につき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があった場合、又は相手方が解散した場合
  - ③他の当事者につき支払不能若しくは支払停止があった場合、又は他の当事者において手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - ④他の当事者の財産が租税滞納処分、又は差押、仮差押、仮処分、その他強制執行若しくは競売の申立を受けた場合
  - ⑤他の当事者が営業の停止、取消等の行政処分を受けた場合
  - ⑥他の当事者が法令違反をした場合
  - ⑦他の当事者が第23条(秘密保持)、第24条(譲渡等の禁止)又は第29条(贈収賄の禁止)に違反した場合
  - ⑧前各号のほか、本規約の継続が著しく困難であると客観的に認められる事態が生じた

場合

- 4 キリンは、理由の如何を問わず、Pharmarket とお客様間での本規約が終了した場合には、キリンとお客様間の本規約を解約することができるものとします。

#### 第 28 条（反社会的勢力の排除）

- 1 キリン、Pharmarket 及びお客様は、他の当事者に対し、現在及び将来において、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という）でないことを表明し、反社会的勢力の排除に向けて相互に協力します。
- 2 キリン、Pharmarket 及びお客様は、前項に反し、他の当事者が反社会的勢力であること、又は合理的かつ客観的にみてその蓋然性が高いことが判明した場合、何らの催告もなく、直ちに本規約の全部又は一部を解約することができるものとします。

#### 第 29 条（贈収賄の禁止）

- 1 キリン、Pharmarket 及びお客様は、直接又は間接を問わず、本規約の当事者に適用される国内外の法令及び条約に反するいかなる贈収賄（その申込み又は約束を含む）も行ってはならないものとします。
- 2 キリン、Pharmarket 及びお客様は、本規約に基づく取引に関する事項について正確に会計帳簿を作成して保存するものとします。
- 3 キリン、Pharmarket 及びお客様は、前各項の遵守状況を確認又は調査（第三者によるものを含む）するため、合理的かつ必要な範囲で他の当事者に資料の提出その他の調査協力を請求することができるものとします。

#### 第 30 条（資料等の返却）

キリン、Pharmarket 及びお客様は、他の当事者の秘密情報（複製物、電子媒体物を含む）を、有効期間満了、解約その他理由の如何を問わず本規約が終了した後、直ちに廃棄又は削除します。

#### 第 31 条（本規約の変更）

- 1 キリン及び Pharmarket は、以下のいずれかに該当する場合には、お客様への事前通知、承諾なしに、本規約を変更できるものとします。
  - ①お客様の一般の利益に適合する場合
  - ②本規約の目的に反せず、かつ、本サービスの内容の変更、システムの変更、法令若しくはガイドライン等の変更、競争環境、物流事情その他諸般の状況の変化又はその他変更の必要性がある場合で、当該変更がその他の要素を考慮して合理的なものである場合
- 2 キリン及び Pharmarket は、本規約を変更する場合には、変更後の規約を、当該変更の 1 ヶ月前に本システム上の所定の箇所に掲示するものとします。お客様が本規約の変更後に本サービスの利用を継続された場合、変更後の利用規約に同意いただいたものとみなします。

#### 第 32 条（不可抗力）

天災地変の外、戦争、内乱、暴動、テロ行為及び法令の改廃、制定等の公権力、命令処分その他の当事者の合理的支配を超えた事由（不可抗力事由）により、本規約又は個別契

約の全部又は一部の履行の不能もしくは遅延の事態を生じた場合については、当該事由の継続している間、履行義務を負ういずれの当事者も債務不履行の責めを負わないものとします。

### **第 33 条（裁判管轄）**

本規約に関連して発生する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、訴額にかかわらず東京地方裁判所とします。